

令和2年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金事務処理要領

1 趣旨

この要領は、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県内に私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）・中学校・小学校・中等教育学校を設置する学校法人が、当該高等学校等に在学する児童・生徒（学資負担者（※）が大阪府民である場合に限る。）の授業料を減免する事業とする。

※ 「学資負担者」とは、原則として所得税法上当該児童・生徒を扶養親族としている者を指す。

3 減免要件・減免金額等

（1）経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等又は自営業の廃止（自主廃業（注1）を除く。）により、失職した場合。

失職した日（離職日の翌日）から、当該年度末までの間の授業料（生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第十八号）第6条第1項の規定に基づく高等学校等就学支援金、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項の規定に基づく高等学校等学び直し支援金及び国が定める私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日文部科学大臣決定）第3条第2項の規定に基づく私立中学校等修学支援実証事業費補助金（以下あわせて「就学支援金等」という。）を受給している場合（注2）は当該額を除く。）を全額免除するものとする。

ただし、当該年度の初日の翌日（4月2日）以後に失職し、又は当該年度内に再就職した場合においては、失職した日（離職日の翌日）から再就職（アルバイトを含む。）した日の前日までの間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。）に係る授業料（就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。）を免除するものとする。

（注1）自主廃業とは、破産法に基づく手続きによらず、自主的に事業を廃止すること。

（注2）就学支援金等の受給資格があるにも関わらず、認定申請を行っていない場合はいずれも受給しているものとする。

(2) 会社等の経営状況の悪化又は傷病により、収入が前年より著しく減少した場合
当該年度の授業料を1/2減額するものとする。

(3) 令和2年7月豪雨に起因する事情により、収入が前年より著しく減少した場合

※1 令和2年度事業において、次の①②のすべてに該当する場合は、「収入が著しく減少した場合」とみなす。

- ① 令和2年の総所得金額見込額から令和2年7月豪雨による家屋(カーポート・門扉・塀・給湯器など家屋に付随するものを対象とし、家財や車を除く)に係る損害を復旧するために負担した費用の額(令和2年度の支出見込額を含み、保険金や市町村等の公的機関から災害復旧を目的として交付された補助金(支援金や助成金、無利子貸付金、利子補給金など)等による補てん額を除いた額)を差し引いた額が令和元年の総所得金額の2分の1以下になっていること。
- ② 令和元年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、令和2年の課税総所得金額(見込み)から家屋に係る損害を復旧するために負担した費用の額を差し引いた金額が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。
 - ・ 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円
 - ・ 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

※2 令和2年度事業において、次の③④のすべてに該当する場合は、「収入が著しく減少した場合」とみなす。

- ③ 令和2年7月豪雨に起因する事情により、令和2年の総所得金額見込額が令和元年の総所得金額の2分の1以下になっていること。
- ④ 令和元年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、令和2年の課税総所得金額(見込み)が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。
 - ・ 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円
 - ・ 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

4 補助対象期間及び補助対象月数(会社等の倒産や解雇による失職の場合)

(1) 補助対象期間

令和2年度中(令和3年1月から3月までの間を除く。)の失職した日(離職日の翌日)から令和2年度末(同年度内に再就職した場合にあっては、再就職(アルバイトを含む。)した日の前日)までの期間とする。

ただし、令和2年1月から3月までの間に失職し、令和2年4月以降も引き続き失職している場合(令和2年度に新入学(編転入学を含む。)をした者であって、令和元年度に私立

高校・中学校・小学校・中等教育学校に在籍していなかったものについては、平成31年4月以降に失職し、令和2年4月以降も引き続き失職している場合)についても、補助の対象とすることとし、この場合の補助対象期間の始期は、令和2年4月1日とする。

(2) 補助対象月数

(1)の補助対象期間の月数(暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。)を補助対象月数とし、当該補助対象月数に係る授業料を補助の対象とする。

なお、減免の始期・終期、再就職した場合等の取扱いについては、下表の例による。

※補助対象期間及び補助対象月数 算定例

	離職日	再就職日	失職期間	補助対象期間	補助対象月数
1	令和2年1月31日	令和2年度中再就職なし	令和2年2月1日～令和3年度以降	令和2年4月1日～令和3年3月31日	12カ月分 (令和2年度分全免)
2	令和2年7月31日	同上	令和2年8月1日～令和3年度以降	令和2年8月1日～令和3年3月31日	8カ月分
3	令和2年8月10日	同上	令和2年8月11日～令和3年度以降	令和2年8月11日～令和3年3月31日	7カ月分
4	令和3年1月31日	同上	令和3年2月1日～令和3年度以降	令和3年4月1日～	令和2年度事業は対象外 令和3年度に申請(※)
5	令和2年4月30日	令和3年2月20日	令和2年5月1日～令和3年2月19日	令和2年5月1日～令和3年2月19日	9カ月分
6	令和2年4月28日	令和3年1月25日	令和2年4月29日～令和3年1月24日	令和2年4月29日～令和3年1月24日	8カ月分
7	令和2年4月28日	令和3年1月29日	令和2年4月29日～令和3年1月28日	令和2年4月29日～令和3年1月28日	9カ月分

※ 令和3年4月1日以降引き続き失職している場合に限る。

5 所得基準(著しい収入減の場合)

会社等の経営状況の悪化又は傷病に伴い、収入が著しく減少したことにより、1/2減額の対象となるのは、次の①②のすべてに該当する場合のみとする。

- ① 令和2年の総所得金額見込みが前年の1/2以下に減少していること。
- ② 令和元年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額(※)を超えている場合であって、令和2年の課税総所得金額(見込み)が98万円に次の金額を加えた額(※)以下となっていること。
 - ・ 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円
 - ・ 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

※ 4人世帯(夫婦の一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯)の場合、年収めやすは450万円となる。

※ 年齢は、令和元年課税総所得金額は令和元年 12 月 31 日、令和 2 年課税総所得金額は令和 2 年 12 月 31 日現在

なお、課税総所得金額（見込）については、別紙様式（課税総所得金額等積算書）を用いて当該年の年収見込みより算出するものとする。

6 補助金額

3 から 5 までに定めるところにより、学校法人が減免した金額（就学支援金等を受給している場合は当該額を除く。）を補助するものとする。

ただし、3 に定める減免要件によらない方法で減免した場合の取扱いは、次の例によるものとする。

家計急変の事由	補助限度額	例	
		学校法人が減免する金額	府補助金額
失職	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額
		納付すべき授業料の 1/2	納付すべき授業料の 1/2
著しい収入減の場合	納付すべき授業料の 1/2	納付すべき授業料の 1/2	納付すべき授業料の 1/2
		納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の 1/2
		納付すべき授業料の 1/3	納付すべき授業料の 1/3

- ※ 「納付すべき授業料」とは、4（2）の補助対象月数に係る授業料（**特待制度による学校独自の授業料減免**や就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。）をいう。
- ※ 生徒が就学支援金等の受給資格者である場合は、納付すべき授業料の額から減免対象期間に係る就学支援金等の額を控除すること。（生徒が就学支援金等の受給資格を有しているにもかかわらず受給資格認定を受けていない場合は、就学支援金等を受給しているものとしてその額を控除すること。）
- ※ 月額換算で円未満の端数が生じる場合は、各月の端数の計が 1 円以上となるたびに上乗せをすること（就学支援金における単位あたりの授業料を設定している場合の授業料月額等の端数処理の考え方に基づく）。

(例1) 失職の場合

- ・ 補助対象期間 令和2年9月1日～令和3年3月31日（7か月間）
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金等 9,900円/月

(1-1) 年間授業料480,000円の場合（月額40,000円）

- ・ 納付すべき授業料の額 $40,000円 \times 7月 = 280,000円$
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金等額 $9,900円 \times 7月 = 69,300円$
- ・ 減免対象経費 $280,000円 - 69,300円 = 210,700円$

(1-2) 年間授業料520,000円の場合（月額43,333.333…円（520,000円÷12月））

	納付すべき授業料(A)	就学支援金(B)	減免対象経費(A-B)
1ヶ月目	43,333円	9,900円	33,433円
2ヶ月目	43,333円	9,900円	33,433円
3ヶ月目	43,334円	9,900円	33,434円
4ヶ月目	43,333円	9,900円	33,433円
5ヶ月目	43,333円	9,900円	33,433円
6ヶ月目	43,334円	9,900円	33,434円
7ヶ月目	43,333円 ※	9,900円	33,433円
計	303,333円	69,300円	234,033円

※最終月で円未満の端数がある場合は切捨

(例2) 著しい収入減の場合

- ・ 年間授業料 480,000円
- ・ 納付すべき授業料の額 480,000円
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金等額 $9,900円 \times 12月 = 118,800円$
- ・ 減免対象経費 $480,000円 - 118,800円 = 361,200円$
- ・ 補助上限額 $361,200円 \times 1/2 = 180,600円$

7 高等学校定時制・通信制課程の取扱いについて

(1) 失職による場合の減免金額については、年度内に納める授業料を履修月で割り（就学支援金等を受給している場合（注）は当該額を除く。）、施設整備費を在籍月で割って算出するものとする。

（注）高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金の受給資格があるにも関わらず、認定申請を行っていない場合はいずれも受給しているものとする。

(例)

- ・ 1単位あたり授業料 10,000円
- ・ 年間施設整備費 40,000円
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金等 4,812円/単位
- ・ 履修期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日(6か月履修)
- ・ 履修単位 25単位

(i) 失職(補助対象期間:令和2年4月1日～令和2年10月31日(7か月))の場合

月	授業料(A) ※1	就学支援金(B) ※2	施設整備費(C) ※3	減免対象経費 (A-B+C)
4月	41,666円	20,050円	3,333円	24,949円
5月	41,667円	20,050円	3,333円	24,950円
6月	41,667円	20,050円	3,334円	24,951円
7月	41,666円	20,050円	3,333円	24,949円
8月	41,667円	20,050円	3,333円	24,950円
9月	41,667円	20,050円	3,334円	24,951円
10月	-	-	3,333円	3,333円
計	250,000円	120,300円	23,333円	153,033円

(下線は端数処理をした金額)

※1 1単位あたり授業料÷履修月数×履修単位数(10,000円÷6月×25単位)

※2 就学支援金支給額(4,812円÷6月×25単位)

※3 年間施設整備費÷在籍月数(40,000円÷12月)

いずれも月額換算で円未満の端数が生じる場合は、各月の計が1円以上となるたびに上乗せをする(就学支援金における単位あたりの授業料を設定している場合の授業料月額等の端数処理の考え方に基づく)。

(ii) 著しい収入減の場合

- ・ 年間授業料 250,000円(10,000円×25単位)
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金 120,300円(4,812円×25単位)
- ・ 年間施設整備費 40,000円
- ・ 減免対象経費 250,000円 - 120,300円 + 40,000円 = 169,700円
- ・ 補助上限額 169,700円 × 1/2 = 84,850円

(2) 本制度における学資負担者とは、所得税法上、生徒を扶養親族としている者をいう。

8 私立高等学校等に2人以上在学する場合について

2人目以降については、1人目と同様の減免方法とする。(1人目が全額免除の場合は、2人目以降も全額免除。1人目が1/2減額の場合は、2人目以降も1/2減額。)

9 交付の申請手続

(1) 失職による場合については、第1回から第3回申請において申請手続を行うものとする。(事業計画書の提出期限は別途通知文のとおり)

(2) 収入が著しく減少した場合(令和2年7月豪雨によるものを含む)については、第3回申請において申請手続を行うものとする。(申請者(学資負担者)から学校への申請は、本年の所得見込確定時期(年末頃)に受け付けること。)

(3) 失職により減免対象となった者が再就職した場合は、事前に府私学課へ連絡のうえ、変更申請あるいは実績報告により、府の補助金額を減額して申請又は報告するものとする。

10 授業料減免計画書の提出及び添付書類

学校法人は、失職あるいは著しい収入減により授業料の減免事業を実施する場合、学資負担者から、授業料減免申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて提出させ、授業料減免計画書を府に提出するものとする。

府は、学校法人の授業料減免計画がこの要領に定める減免の要件等に適合することを確認した後、その結果を学校法人に通知するものとする。

(1) 経営状況の悪化に伴う会社等の倒産や解雇等により、失職した場合

① 倒産・解雇等による失職を証明する書類(いずれか1つ)

- ・雇用保険受給資格者証の全ページの写し
(※離職理由コードが「11(解雇)」であること。)
- ・離職票の写し
- ・前雇用主の証明 等

※ 原則として、「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出すること。なお、やむをえない理由等により「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出できない場合は、「離職票の写し」又は「前雇用主の証明」等のいずれか1つを提出すること。

※ 役員の場合は、本人の責めに帰さず解任されたことがわかる株主総会の議事録を提出すること。

※ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「31」である場合については、勸奨退職であるため、原則として補助対象としない。ただし、雇用主からの非常に強い働きかけにより退職せざるを得なかった場合で、早期退職に伴う割増の退職金を支給されていないこと、また、再就職先の斡旋を受けていないことについて、雇用主が発行する証明書を

提出できる場合には、補助対象とすることがあるので、府私学課に相談すること。

② 扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・令和2年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
- ・令和2年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書

（2）経営状況の悪化に伴う自営業の廃止により、失職した場合

① 自営業の廃止を証明する書類（いずれも必要）

- ・税務署に提出した事業廃止届出書または個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄の税務署の受理印のあるものに限る。）
- ・自主廃業でないことを証明する書類（「破産手続開始等の通知書」の写し等）

② 扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・令和2年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書

（3）会社等の経営状況の悪化により、収入が著しく減少した場合

① 昨年（令和元年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・令和2年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
- ・令和2年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書

② 本年（令和2年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・令和2年分源泉徴収票
- ・給与支給者又は税理士等第三者による所得見込証明書 等

（4）傷病により、収入が著しく減少した場合

① 昨年（令和元年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・令和2年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・令和2年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書

② 本年（令和2年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・令和2年分源泉徴収票

- ・ 給与支給者又は税理士等第三者による所得見込証明書 等

③ 傷病の事実を証明する書類

- ・ 診断書

(5) 令和2年7月豪雨に起因する事情により、収入が前年より著しく減少した場合

(i) 令和2年7月豪雨に起因する事情による支出増に伴う家計急変

① 昨年（令和元年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・ 令和2年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・ 令和2年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・ 令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書

② 本年（令和2年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・ 令和2年の源泉徴収票
- ・ 給与支給者又は税理士等第三者による所得（見込）証明書等

③ 罹災したことによって支出が増えたことを示す書類（全て必要）

- ・ 罹災証明書
- ・ 令和2年7月豪雨に係る申立書
- ・ 復旧に要する費用を証明する書類（見積書、領収書等の写し及び家屋の写真）（任意様式）

(ii) 令和2年7月豪雨に起因する事情による家計急変

① 昨年（令和元年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・ 令和2年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・ 令和2年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・ 令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書

② 本年（令和2年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・ 令和2年の源泉徴収票
- ・ 給与支給者又は税理士等第三者による所得（見込）証明書等

【留意点】

- ・ **課税証明書等**で19歳未満の扶養親族が確認できない場合は、健康保険証（写）等を提出すること。
- ・ 自営業の場合は、原則として税理士等第三者による所得（見込）証明書を提出すること。
- ・ (4)の③について、学資負担者と同居している家族等が新型コロナウイルスに感染した影響により、学資負担者の収入が著しく減少した場合は、その者の診断書と住民票の

写し（学資負担者と同居していることが確認できるもの）を提出すること。

- ・ その他新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が著しく減少した場合は、当該事情を示す書類の提出を求めることがあるため、府私学課へ相談すること。

11 減免の通知

補助金の交付の決定を受けた学校法人は、学資負担者に授業料減免決定を通知するものとする。

12 その他

（１）大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金との併給はしない。（授業料支援補助金と比較し、申請者に有利な制度を適用すること。）

（２）令和元年度以前において、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校のいずれかで本補助金及び平成 21 年度大阪府私立高等学校等授業料臨時減免事業補助金の交付を既に受けた者については、本年度の補助対象とならない。

（３）本補助金において「失職」と「著しい収入減」の両方の条件を満たす場合についても、いずれか高い助成金額のみ適用する。

（４）本事業の対象となる「授業料」は、授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているものを指す。

（５）３（３）で示す要件（令和 2 年 7 月豪雨に起因する事情によるもの）は、令和 3 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。